

## フランスにおける子の氏

—氏 (nom de famille) に関する2002年3月4日の法律  
第304号、氏の付与に関する2003年6月18日の法律第516号—

〔解 説〕

- 1 はじめに
- 2 2002年法以前の状況
- 3 2002年法の内容
- 4 2003年法による再改正
- 5 むすびに

〔条文訳〕

- 1 2002年法により改正された民法  
典の条文の試訳
- 2 2003年法により再改正された民  
法典の条文の試訳

〔解 説〕

### 1 はじめに

フランスにおいても夫婦親子が同じ氏を称するのは当然のことと長い間考えられてきたが、女性の社会進出が一般化し、女性の自律と平等への要求が高まるなかで、婚姻後も生来の氏を名乗り続けたり、生来の氏と夫の氏を結合した氏を称したりする女性が現れるようになった。フランス法は、夫婦のそれぞれは婚姻後も生来の氏を保持し、慣習により妻は夫の氏の使用権を有するという建前をとっており、夫婦別氏を許容する法的基盤はすでに整えられていた<sup>(1)</sup>。そこで、次に問題とされたのが、子の氏の決定における男女（父母）の不等

---

(1) 佐藤（滝沢）幸代「フランスの判例における夫婦の氏」法協87巻11=12号1029頁（1970年）。むしろ法制度上は夫婦別氏制であり、判決文や公正証書の中で妻を指示する際には妻の生来の氏が用いられる。ただし、今日でも大部分の妻（1995年の調査では91%）は日常生活において夫の氏を称しており、実際の慣行としては夫婦同氏がなお大勢である。Rapport de M. Henri de RICHEMONT, Doc. Sénat, n° 244 (2001-2002), p. 10

であった。後に述べるように、そこでは父の優位が維持されており、特に嫡出子については母が自らの氏を子に伝える道がほぼ閉ざされていた。

本稿は、1960年代以来の家族法改正が及んでいなかった最後の分野である子の氏に関する規定を全面的に改正する2002年3月4日の法律第304号<sup>(2)</sup>（以下、2002年法）および2002年法をさらに改正する2003年6月18日の法律第516号<sup>(3)</sup>（以下、2003年法）を紹介することを目的とする<sup>(4)</sup>。もちろん、氏のあり方はすぐれて各国の歴史、習俗等に深く根ざすものであり、外国の法改正が直ちに参考になるというものではないが、父母の平等、当事者の意思の尊重、氏の社会性といった、ときに相対立する様々な要請をどのように調和させ、個々の問題をどのように解決したかを知ることは無益ではない。また、2002年法は最近のフランスにおける家族法改正の傾向を典型的に示しており、フランス家族法の動向を理解するうえでも見逃すことのできない立法であろう。

## 2 2002年法以前の状況

### (1) 子の氏の決定における父の優位

氏<sup>(5)</sup>に関しては、200年以上も前に制定された法令が今なお効力を有してい

(2) Loi n° 2002-304 du 4 mars 2002 relative au nom de famille, *J. O.* du 5 mars 2002, p. 4159; *JCP éd G* 2002, III, 20055; *D.* 2002, lég., p. 1015

(3) Loi n° 2003-516 du 18 juin 2003 relative à la dévolution du nom de famille, *J. O.* du 19 juin 2003, p. 10240; *JCP éd G* 2003, III, 20066; *D.* 2003, lég., p. 1677

(4) 2002年法を紹介する日本語文献としては、林瑞枝「氏の継承と両性の平等——フランスの2002年法」時の法令1675号（2002年）45頁以下、門彬「家族に関する三つの議員立法成立」外国の立法213号（2002年）176頁以下がある。

(5) 個人の呼称のうち、わが国の氏（姓、苗字）に相当するものは、フランスでは «patronyme», «nom patronimique», «nom de famille», あるいは単に «nom» と呼ばれている。本文中で述べるように、2002年法以前の氏の性格を象徴する «patronyme»（ギリシャ語の patros（父）+onoma（名）に由来）という用語が «nom de famille» に置き換えられたことは今回の重要な改正点の一つであるが、本稿ではいずれにも「氏」という訳語をあて、必要がある場合には原語を括弧書で添えることにする。フランスの氏制度の概要については、木村健助『フランス法の氏名』（関西大学出版・広報部、1977年）、仁平先麿「フランスにおける氏の制度」戸籍374号1頁（1976年）、滝沢津代「最近の

る。共和暦 2 年実月 6 日 (1794 年 8 月 23 日) のデクレは、「いかなる市民も、その出生証書に表示されたもの以外の氏も名も称することができない」(1 条) と定める。ところが、出生時にどのような氏が子に与えられるかという基本的な事柄について、フランス民法典は当初まったく規定をもたなかった。そして、嫡出子については今日まで明文の規定は存在せず、慣習法 (coutume) により、嫡出子は当然に父の氏を称するものとされている。この慣習法は、民法典 57 条が出生証書への記載事項の一つとして「子に与えられる名」のみを挙げ、子の氏にはなんら言及していないことから、暗黙裡に法が認めるところとされる<sup>(6)</sup>。判例も、一貫してこの慣習法を確認している<sup>(7)</sup>。

自然子の氏については、親子関係に関する規定を全面的に改正した 1972 年 1 月 3 日の法律第 3 号が民法典の親子関係の章 (第 1 編第 7 章) に明文の規定を置いた。原則として、自然子は、両親のうち先に親子関係が立証された者の氏を取得し、親子関係が父母双方に対して同時に立証された場合には、父の氏を取得する (334-1 条)。ただし、この原則には三つの例外が設けられている。①先に母子関係が立証され、後に父子関係が立証された場合、原則によると母の氏を取得することになるが、両親が後見裁判官<sup>(8)</sup>の面前で共同の申述を行うことにより、子の氏を父の氏に変更することができる (334-2 条)。②父母の対立などにより共同の申述がないときでも、親子関係が後に立証された親の氏に変更することを大審裁判所<sup>(9)</sup>に請求することができる (334-3 条)。③母の夫は、子との間に法律上の父子関係がないにもかかわらず、母 (妻) との共

---

フランスにおける氏の諸問題」日仏 14 号 10 頁 (1986 年)、稲本洋之助「フランス法における「氏」」黒木三郎ほか編『家の名・族の名・人の名——氏——』(三省堂、1988 年)などを参照。また、島村修治『外国人の姓名』(帝国地方行政学会、1971 年) 167 頁以下ではフランス人の氏名の記載方法を具体的に解説している。

- (6) 山口俊夫『概説フランス法 上』373 頁; J. CARBONNIER, *Droit civil*, t. 1, *Les personnes*, PUF, coll. Thémis, 2000, n° 30
- (7) Besançon 8 févr. 1866, *D. P.* 1866, 2, p. 14; Cass. Civ. 10 nov. 1902, *D. P.* 1904, 1, p. 85; T corr. Seine 19 avril 1956, *D.* 1956, somm., 147 など
- (8) 1972 年法では「後見裁判官」であったが、1993 年 1 月 8 日の法律によって「家族事件裁判官」とされ、さらに 1995 年 2 月 8 日の法律で「大審裁判所主席書記 (greffier en chef du tribunal de grand instance)」となり、手続きが簡略化された。
- (9) 1972 年法では「大審裁判所」であったが、1993 年 1 月 8 日の法律により「家族事件裁判官」となった。

同の申述によってその氏を子に付与することができる(334-5条)。つまり、母の連れ子は、母が婚姻するにあたりいわゆる義理の父(*beau-père*)との間に養子縁組等をすることなく、その氏を称することができる<sup>(10)</sup>。

養子の氏については、民法典中の養親子関係に関する章(第1編第8章)に規定が置かれている。①完全養子縁組(*adoption plénière*)<sup>(11)</sup>の場合、養子は生来の氏を失い養親の氏のみを称する。夫婦による養子縁組のときには、夫(父)の氏が付与される(357条1項)。②単純養子(*adoption simple*)<sup>(12)</sup>の場合、養子はその生来の氏に養親の氏を付加して二重氏(*double nom*)を称する。ただし、裁判所は、養子が養親の氏のみを称することを決定することができる(363条)。③完全養子縁組、単純養子縁組いずれの場合においても、既婚女性が単独で養子縁組をするときには、原則的にはその女性の氏を称するところ、その夫の同意があれば、裁判所は夫の氏を養子に付与することができる(357条3項および361条)。

このように、自動的に父の氏が付与される嫡出子に比べ、自然子、養子については当事者の選択の余地が認められているものの、いずれにおいても子の氏の決定における父の優位が明らかに窺える。なるべく自然子や養子に父の氏を与えるという規定は、嫡出子と同様の外観を与えるという点で嫡出家族が正当の家族モデルとされていた時代にあっては子の利益への配慮からでたものであったが、やがて、嫡出子に父の氏を与えている「家父長的あるいは父系的家族概念に根ざした慣習」<sup>(13)</sup>自体が問題視されるようになっていった。

## (2) 1985年12月23日の法律

1985年、「夫婦財産制における夫婦の、および未成年子の財産管理における父母の平等」に関する政府提出法律案の審議過程で、法案の主題とは直接関係のない子の氏に関する条文が国民議会法律委員会報告者であったカシュー(Denise CACHEUX)議員の発意により挿入され、その結果、次のような内

- 
- (10) カルボニエは「氏についてのみの(*ad nomen tantum*)養子縁組」と呼ぶ。J. CARBONNIER, *préc.* (note 6), n° 32
- (11) 「もとの家族と養子との関係に断絶を生じさせ、養子を養子縁組家族の嫡出子と同視する養子縁組」中村紘一ほか監訳, *Termes juridiques* 研究会訳『フランス法律用語辞典〔第2版〕』(三省堂, 2002年) 14頁
- (12) 「もとの家族と養子との関係を存続させたままにしておく養子縁組」同辞典 14頁
- (13) J. CARBONNIER, *préc.* (note 6), n° 30

容の1985年12月23日の法律43条<sup>(14)</sup>が成立した。「①すべての成年者は、その氏に、使用の名義で (à titre d'usage), 両親のうちその者に自らの氏を伝えなかった者の氏を付加することができる。②未成年の子については、この権能は、親権行使の名義人が行使する。」この規定は、夫婦における妻による夫の氏の使用という概念を親子間に拡張することで、子の氏の決定における父系優位を緩和しようとするものである。以後は、成年、未成年を問わず、すべての人は両親の氏を連結した二重氏を「使用の氏 (nom d'usage)」として名乗ることができ、希望するならば、運転免許証やパスポートの氏として用いることができるようになった。しかし、1985年法43条による解決には大きな限界があった。「使用の氏」は二つの点で本来の氏に劣る性質のものであったからである<sup>(15)</sup>。第一に、「使用の氏」は身分登録簿や身分証書には記載されない。第二に、「使用の氏」は一代限りのものであって、次世代に継承されない。母の氏を付加された嫡出子がその子に伝える氏は本来の氏、すなわち父の氏のみであり、結局、父の氏が代々受け継がれていくということに変わりはない。1985年法43条は、子が父の氏を当然に称するという古くからの慣行に初めて楔を打ち込んだという意義をもつものの、「使用の氏」という概念の過渡的、妥協的な性格は否めず、子の氏の決定における父母の不平等という問題を真に解決するものではなかった。

### (3) ヨーロッパ人権裁判所1994年2月22日判決 (Burghartz 対スイス事件)

子の氏の決定における父母の平等を求めるフランス国内の声——元老院法律委員会報告書の言葉を借りるならば「ざわめき (frémissement)」<sup>(16)</sup>——は、家族の態様や人々の意識が大きく変わるにつれて徐々にフランス社会に広がっていった。しかし、依然として多くの妻は慣習に従い夫の氏を<sup>(17)</sup>、子は父の

(14) Loi n° 85-1372 du 23 déc. 1985 relative à l'égalité des époux dans les régimes matrimoniaux et des parents dans la gestion des biens des enfants mineurs 1985年法43条について、田中通裕「フランス法における氏について——「使用の氏」(nom d'usage) 概念を中心として——」中川淳古希『新世紀へ向かう家族法』(日本加除出版、1998年) 85頁以下、林瑞枝「フランスの女性法令事情(2)妻の氏・子の氏」時の法令1281号33頁以下参照。

(15) Ph. MALAURIE, Droit civil, *Les personnes les incapacités*, CUVAS, 5<sup>e</sup> éd., 1999, n° 140

(16) Rapport de M. Henri de RICHEMONT, préc. (note 1), p. 28

氏を<sup>(18)</sup> 称するなかで、立法者を動かすまでには至らなかった。今回の立法の背景に、ある種の「外圧」、とりわけヨーロッパ人権裁判所1994年2月22日判決 (Burghartz 対スイス事件)<sup>(19)</sup> が存在したことを否定することはできない。

Burghartz 対スイス事件は次のような事案であった。スイス国籍を有する夫 Albert Schnyder とスイス・ドイツの二重国籍を有する妻 Suzanne Burghartz は、1985年にドイツで婚姻した際、ドイツ民法典1355条の規定に従い、夫婦の氏を妻の氏である Burghartz に定め、夫はその氏の前に固有の氏を付加して Schnyder-Burghartz と称することにした。ところが、二人がスイス当局に対しそのように登録するよう求めたところ、夫婦の氏として Burghartz を登録させることには最終的に成功したが、夫の氏を Schnyder-Burghartz とすることはできなかった。当時のスイス民法典160条2項は、夫の氏を称する妻が夫の氏の前に固有の氏を付加することを認めていたが、逆に妻の氏を称する夫が妻の氏の前に固有の氏を付加することは認めていなかったからである<sup>(20)</sup>。そこで Burghartz 夫妻は、このような差別的取扱いがヨーロッパ人権条約8条 (私生活および家族生活の尊重) および14条 (平等原則) に違反するとしてヨーロッパ人権委員会に申し立て、事件はヨーロッパ人権裁判所に付託された。

ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約8条は氏名について明確な規定を置いていないが、「人の識別や家族との結びつきの手段として、人の氏はその私生活および家族生活に関わりがある。社会や国が氏名の使用を規制することに利益を有しているという事実はこのことを妨げない。というも、その

(17) 註(1)参照。1985年法43条の定める二重氏も、当時の行政機関がその普及に協力的でなかったこともあり、ほとんど利用されなかった(1989年に交付された身分証明書 (carte national d'identité) 430万枚のうち「使用の氏」が記載されたのはわずか5400枚)。J. CARBONNIER, *préc.* (note 6), n° 41

(18) 出生時に両親の双方に対して親子関係が立証された自然子のほとんどは父の氏を称しており、また、出生後に母の氏から父の氏へ変更する割合も高く、父の氏を称する自然子の割合はむしろ増加していた。Rapport de M. Henri de RICHEMONT, *préc.* (note 1), p. 18 et s.

(19) BURGHARTZ v. SWITZERLAND (A/280-B): (1994) 18 E. H. R. R. 101 フランス語の文献としては長文の評釈が付された CEDH, 22 février 1994, Burghartz c/ Suisse, D. S. 1995, jur., p. 5, note J.-P. MARGUÉNAUD があるが、判決文の一部しか掲載されていない。

(20) スイス民法典160条1項は夫婦は夫の氏を称することを原則としており、2項は妻のためにこの原則を緩和する規定であった。

ような公法的側面は、職業的または商業的状況においても他人との関係を結び育む権利をある程度含むと考えられる私生活と両立し得るからである」と述べ、氏を保持することが申立人の職業経歴に大きな影響を与える<sup>(21)</sup> 本件では、8条が適用されるとした (§24)。次に、14条の平等原則違反の有無を検討するにあたり、「今日、両性の平等へと前進することはヨーロッパ審議会 (Council of Europe; Conseil de l'Europe) 加盟国の重要な目標であり、このことは、非常に重大な理由が提出されることではじめて性を唯一の理由とする取扱いの差異が条約に適合していると評価できることを意味する」 (§27) ことを再確認したうえで、家族の一体性や伝統といったスイス政府の主張を退け (§28)、本件における取扱いの差異は客観的かつ合理的な正当化理由を欠き、8条および14条に違反すると結論づけた (§29)。

この事件では子の氏の決定における不平等が直接的に問題とされたわけではないが、氏の選択における男女平等という問題がヨーロッパ人権条約8条および14条の射程に入ることが判示された。フランスにとってとりわけ深刻なのは、本件において夫が Schnyder-Burghartz という氏を日常生活において通称として用いることは自由であるというスイス政府の主張が退けられたことである (§26-28参照)。したがって、フランスが通称ないし「使用の氏」としての二重氏の子への付与を認めていることは抗弁にならない。伝統や慣習の名の下に子の氏の決定における父の優位を維持するならば、早晚、フランスは条約違反に問われることになる<sup>(22)</sup>。Burghartz 対スイス事件の後、ヨーロッパ審議会も1995年と1998年の2度にわたり氏の伝達における男女平等化を求める勧告を出しており<sup>(23)</sup>、近隣諸国の多くはすでに法改正を済ませている。このような国際的状況を前にして、フランスの立法者は、「現代のサリカ法 (loi salique)」<sup>(24)</sup> である氏制度の改革に取り組むことを決意した。

2000年11月、「氏 (nom patronymique) に関する議員提出法律案」が社会党のグーズ (Gerard GOUZES) 議員らによって国民議会に提出された<sup>(25)</sup>。政

(21) 申立人の主張によると、夫はすでに学界において Schnyder の氏で知られるようになっていた。

(22) Note par MARGUÉNAUD, préc. (note 19), p. 9; Carine BRIÈRE, Révolution en cours dans le système français de dévolution du nom, *Petites affiches*, 28 févr. 2001, n° 42, p. 6

(23) La recommandation 1271 (1995) et 1362 (1998) de l'Assemblée parlementaire

(24) Rapport de M. Gerard GOUZE, Doc. A. N., n° 2911 (11e législature), p. 19

府はこの改正には実務上の諸問題が伴うことを指摘しつつもこれを支持し、2001年2月8日に国民議会第一読会を通過した<sup>(26)</sup>。1年後の2002年2月20日、元老院第一読会は、法律案の名称を変更(「nom patronymiqueに関する議員提出法律案」から「nom de familleに関する議員提出法律案」へ)するとともに、内容についても重要な修正をしたうえで法律案を可決した<sup>(27)</sup>。大統領選挙を後に控えた2001/2002年会期終了直前の2月21日、国民議会第二読会は元老院による修正を受け容れて法律案を最終的に可決し<sup>(28)</sup>、「氏(nom de famille)に関する2002年3月4日の法律第304号」として公布された。なお、同日付の別の法律(「親権に関する2002年3月4日の法律第305号」)により、民法典の親権に関する規定も大幅に改正されている<sup>(29)</sup>。

### 3 2002年法の内容

#### (1) 子の氏の決定における原則

これまでは嫡出子の氏に関する規定は存在せず、自然子の氏については自然親子関係の効果を定める箇所に、養子の氏については養親子関係の効果を定める箇所に、それぞれ規定が置かれていた。2002年法は、民法典第1編第7章「親子関係」の第1節「嫡出親子関係および自然親子関係に共通する規定」の末尾に第5款「氏の付与(dévolution)の規定」を新設し、311-21条、311-22条の2条を置いた。2002年法の要であり、氏の決定において嫡出子、自然子の別なく適用される以下のような原則を定めている。

(25) Proposition de loi, Doc. A. N., n° 2709 (11<sup>e</sup> législature)

(26) Proposition de loi adoptée par A. N., Texte adopté n° 639 (11<sup>e</sup> législature)

(27) Proposition de loi adoptée par Sénat, Texte adopté n° 74 (2001-2001)

(28) フランス民主連合(UDF)と自由民主(DL)が棄権したほかは左右一致しての可決であった。国民議会法律委員会委員長のBernard ROMANは、「断絶は党派間よりもむしろ国民議会と元老院との間に存在した」と述べた。Séance du 21 fév. 2002, *J. O.*, Débats A. N., p. 1700

(29) この親権法改正については本誌上ですでに紹介した。中村紘一＝色川豪一「フランス親権法の改正——親権に関する2002年3月4日の法律第305号」比較法学37巻1号316頁以下。

## A. 311-21条

親子関係が遅くとも子の出生の申述の日までに、またはそれより後であるが同時に、その両親の双方に対して立証された場合、両親はその子に付与する氏を、①父の氏、②母の氏、③父母の氏を任意の順序で連結した二重氏、のなかから選択する（1項1文）。例えば、父の氏がA、母の氏がBである場合、子の氏はA、B、A-B、B-Aのいずれかになる。ただし、③の二重氏を選択した場合において、両親自身の氏が二重氏であるときは、子に付与することのできる氏はそれぞれ一つに限られる。この制限は、子の氏が無限に長くなることを避けるという実際的な理由による。また、両親の一方の氏を付与する場合において、その親自身が二重氏を称しているときは、二重氏を構成する氏のうち一つを選んで付与することもできる（3項）。したがって、父の氏がA-M、母の氏がB-Nだとすると、子の氏の選択肢は、①A-M ②B-N ③A ④M ⑤B ⑥N ⑦A-B ⑧B-A ⑨M-N ⑩N-M ⑪A-N ⑫N-A ⑬B-M ⑭M-Bの14通りになる。子の氏を選択は、その子の出生の申述の際に<sup>(30)</sup> 両親が身分吏に対して行う共同の申述によりなされる。

第一子に付与された氏は、同じ両親から生まれた他のすべての子の氏となる（2項）。換言すれば、第二子以降に付与する氏を選択する自由はない。この兄弟姉妹同一氏の原則は、子の氏を選択を認めるドイツ等でも採用されるところであるとして2002年法の審議を通じて支持されている。しかし、この原則にはいくつかの点で限界があることが指摘されている。まず、わが国の戸籍のような制度を持たないフランスでは、その子に兄弟がいるかどうかを確認する手段が不十分であるため、実務上、兄弟姉妹同一氏を確保することが困難である<sup>(31)</sup>。次に、氏の決定方法は親子関係の立証の態様（時期・順序）に依存するので、例えば兄は父母に対して親子関係が同時に立証されたが、弟はそうでない場合、必ずしも同一氏とならない<sup>(32)</sup>。さらには、後に述べる311-22条により成年に達した子は付与された氏を変更することができるし、準正に伴い

(30) 出生の申述は、出産から3日以内にその地の身分吏に対して行う（民法典55条1項）。

(31) Jacques MASSIP, La loi du mars 2002 relative au nom de famille, *Deffrénois* 2002, article 37563, p. 800-801 et 805

(32) Clara BERNARD, Le nom de l'enfant né après l'entrée en vigueur de la loi no 2002-304 du 4 mars 2002 relative au nom de famille, *Droit de la famille*, n° 7-8, juillet-août 2002, p. 11

311-21条に従って子に対し氏があらためて付与される場合、成年の子については本人の同意が必要(331-2条3項, 332-1条2項)だから、その意思いかんによっては兄弟姉妹の氏が異なることになる。

子の氏の選択に関する両親の共同の申述がない場合には、子は父の氏を称する(311-21条1項2文)。父母を平等にし、かつ、合意の自由を与えた場合に、両親の合意がないときに子の氏をどのように定めるかという難問が必然的に生じる<sup>(33)</sup>。この問題をめぐり、2002年法の審議において最も活発な議論が交わされた。国民議会第一読会では、両親の間に合意がない場合には「アルファベット順で連結された二重氏」(先の例を当てはめるとA-B)が子に付与されるという父母平等を重視した案を採用した。これに対し元老院法律委員会報告者のドゥ・リシュモン(Henri de RICHEMONT)議員は、二重氏を強制することはフランスの伝統・慣習になじまない、二重氏を強制しても父母の対立を次世代に先送りするにすぎない(孫に付与する氏をめぐり祖父と祖母が対立)と反駁し<sup>(34)</sup>、さらには前の方のアルファベットから始まる氏しか残らなくなる(「ジダンと呼べなくなってもいいのか!」)<sup>(35)</sup>といったやや強引な論法まで展開して二重氏案に強く抵抗した。「父の氏」とする元老院法律委員会の修正案<sup>(36)</sup>に対し、政府はBurghartz対スイス事件判決との適合性を懸念して、両親の合意がない場合には「父の氏、母の氏の順序での二重氏」を付与するという妥協案<sup>(37)</sup>を提出したが退けられ、修正案は可決された。国民議会第二読会

(33) この問題に対する各国の対応は分かれる。ドイツは、後見裁判所が両親の一方に決定権を委託し決定権が行使されないときは決定権が委託された親の氏を子は取得する(ド民1616条3項)という解決方法を採用したが、裁判所が決定権を委託する基準がまったく定められていないため最終的な解決とはなっていない。富田哲『夫婦別姓の法的変遷——ドイツにおける立法化——』(福島大学叢書学術研究書シリーズ7, 八朔社, 1998年)243頁以下参照

(34) Rapport de M. Henri de RICHEMONT, préc. (note 1), p. 35

(35) Louis MOINARD 議員の不規則発言 Séance du 20 fév. 2002, *J. O., Débats-Sénat*, p. 1608 なお「ジダン」とは、1998年ワールドカップおよび2000年ヨーロッパ選手権優勝をフランスにもたらした英雄的なサッカー選手(Zinedine ZIDANE)の氏である。

(36) Amendement n°11 de RICHEMONT au nom de la commission des lois

(37) Sous-amendement n°37 à l'amendement n°11 de RICHEMONT au nom de la commission des lois présenté par le gouvernement. 二代にわたり両親の間に合意がなかった場合、父方の氏のみが継承されるという点で妥協案なのである。Séance du 20 fév. 2002, *J. O., Débats Sénat*, p. 1626

において、会期末を目前にグーズ議員は、この修正を遺憾としながらも男女平等へ第一歩を踏み出すことが必要だとして譲歩を呼びかけ<sup>(38)</sup>、元老院案が無修正で可決された。その結果、子の氏の決定において父に「拒否権 (droit de veto)」<sup>(39)</sup>が留保されることになった。なお、「共同の申述がない場合」には、両親が対立して合意に至らない場合だけでなく、子の出生時に父が死亡している場合も含まれる<sup>(40)</sup>。

### B. 311-22条

311-21条の適用によって両親の一方の氏のみを伝えられたすべての者は、その氏の後ろに他方の親の氏を付加することができる (311-22条1項)。ただし、311-21条における制限と同様の理由により、他方の親の氏が複数の氏からなる場合には付加することのできる氏はそのうちの一つに限られ、付加しようとする者自身が複数の氏を称しているときは、複数の氏のうち最初の氏のみを保持し、これに他方の親の氏を付加する (同条2項)。例えば、父の氏がA-M、母の氏がB-Nで、出生時に父の氏A-Mを付与された者の氏は、母の氏B-NのうちBまたはNを付加することでA-BまたはA-Nとなる。本条による氏の付加をすることができるのは、成年到達後、第一子出生までの間に限られる (同条3項1文)。兄弟姉妹同一氏を確保するための制限である。付加による新しい氏は、1985年法43条の「使用の氏」とは異なり、出生証書の余白に記載され (同項2文)、次世代へ伝えることができる。身分吏に対する申述という簡単な手続きによる氏の変更を許すこの規定は、共和暦2年実月6日のデクレ<sup>(41)</sup>が定めた「氏不変の原則 (principe de l'immutabilité du nom)」の下で基本的に氏の変更を厳しく制限してきた<sup>(42)</sup>フランス法の立場を大きく転換す

(38) Rapport de M. Gerard GOUZE, Doc. A. N., n° 3649 (11<sup>e</sup> législature), p. 10

(39) Frédéric-Jérôme PANSIER et Cyrille CHARBONNEAU, Présentation de la loi du 4 mars 2002 relative au nom de famille, *Petites affiche*, 9 avril 2002, n° 71, p. 6

(40) Bernard TEYSSIÉ, Chronique: Droit des personnes, *JCP éd G* 2002, I, 138, p. 986

(41) 前出2 (1)

(42) 「氏不変の原則」はいくつかの立法で若干緩和されてはいた。まず、共和暦11年芽月11日 (1803年4月1日)の法律が行政手続による氏の変更を制度化した。しかしそれは複雑で費用と時間を要するものであり、変更が許されたのは少数であった。以後、フランスに帰化した外国人の氏のフランス化を容易にする1950年4月3日の法律等により局所的な緩和がなされた後、家族に関する実法および手続法を広範に改正する1993年1月8日の法律が変更の一般的要件

るものである。

上記の原則は、父子関係と母子関係が不可分に確定する嫡出子はもちろん、準正子<sup>(43)</sup>、完全養子にも適用される(331条2項3文、333-5条および357条2項による311-21条の準用)。また、年々その割合を増しつつある自然子<sup>(44)</sup>も、その多くは出生時にその両親の双方に対して親子関係が立証されているから<sup>(45)</sup>、結局、大部分の子の氏はこの原則により決定されることになる。以下では、自然子のうち原則が適用されない子やその性質上異なる取扱いを必要とする養子に適用される特別の規定を分説する。

## (2) 原則が適用されない自然子の氏に関する特別の規定

(1)で述べた原則が適用されない自然子の氏に関する特別の規定は、従来どおり、第7章第3節「自然親子関係」の334-1条以下に置かれている。

A. 親子関係が両親の一方に対して先に、他方に対して後に立証された場合  
子は、親子関係が先に立証された親(実際には多くが母)の氏を取得する(334-1条)。この規定自体は変更されていないが、その後が続いていた「その親子関係が一方および他方に対して同時に立証される場合には、その父の氏を称する」という部分は311-21条の新設に伴い削除された。

次の334-2条は、334-1条によって付与された氏を共同の申述という簡易な

を明文化するとともに手続きを簡素化した。1993年法につき、吉井啓子「1993年のフランス家族法改正による命名・氏名の変更に関する新規定」同志社法学48巻6号129頁(1997年)参照。

- (43) ただし、裁判所による準正が一方の親に対してのみ言い渡された場合を除く。一方の親に対する準正は、両親の一方が他の者との婚姻関係にあり、その配偶者が準正に同意しない場合などに用いられる(333条、333-2条参照)。なお、本改正に付随して、婚姻による準正の規定を裁判所による準正に準用する333-6条における参照条文の誤りが直された(2002年法10条)。
- (44) 婚姻外から生まれた子の割合は、1965年には新生児の約6%に過ぎなかったが、1997年には40%にまで達している。Francisco MUNOZ-PÉREZ et France PRIOUX, *Les enfant nés hors mariage et leurs parents: Reconnaissances et légitimations depuis 1965, Population*, 54(3), 1999, p. 481
- (45) 1994年において、82.6%の自然子が出生後1か月以内に父の認知を受けており、35%は出生前に両親により共同で認知されている。1965年にはそれぞれ33.4%, 0.8%であった。Francisco MUNOZ-PÉREZ et France PRIOUX, *préc.*, p. 483 et s.

手続きによって変更することを認めているが、これまでは自然子が母の氏を称している場合に、それを父の氏に変更することのみを認める片面的な規定であった<sup>(46)</sup>。2002年法は、「その親子関係がその出生の後に両親に対して順次立証された自然子は」両親が共同の申述を行うことで「その親子関係が2番目に立証された者の氏を称する」ことができる、という中性的な表現に改め、自然子が父の氏を称している場合に<sup>(47)</sup>、これを母の氏に変更することもできるようにした。また、311-21条が選択肢を広げたことに合わせて、父または母の氏から父母の氏をそれぞれ一つずつ任意の順序で連結した二重氏への変更も可能になった。父母の対立などにより334-2条所定の共同の申述がなされなかった場合に、自然子の氏の変更を家族事件裁判官に請求できることに変更はない(334-3条)。

#### B. 両親の一方に対してしか親子関係が立証されなかった場合

334-1条に従い、親子関係が立証された親(多くは母)の氏を称する。改正されたのは、法律上の父子関係がないにもかかわらず自然子に「義理の父」の氏を与えることを認めていた334-5条である。2002年法は334-5条の表現を中性的なものに改め、「義理の母」もその氏を与えることができるようにした。すなわち、自然子の父の妻または母の夫は、334-2条と同様の手続きで、その配偶者(子の実父または実母)と共同して行う申述によって、その固有の氏、または夫婦の氏をそれぞれ一つずつ任意の順序で連結した二重氏を与えることができる。こうして一見したところ男女平等の理念に適う条文となったが、かつては母の氏に代えて「義理の父」の氏を与えることで法律上の父のいないことを隠す役割を果たしていたものの、今日では母の氏を称することが恥ずべき状況ではなくなった以上、もはや必要のない規定であるとの批判<sup>(48)</sup>があり、後の2003年法により削除されることになる。

(46) 前述 2 (1)

(47) 嫡出・非嫡出を問わず、「分娩の事実」によって母子関係が当然に成立するとする日本の判例(最判昭37年4月27日民集16巻7号1247頁)と異なり、フランス民法典は自然母子関係の立証に母の認知を求めているため、自然父子関係の方が先に立証され、自然子が父の氏を称するということが稀にはあるが生ずる。

(48) Clara BERNARD, préc. (note 32), p. 12

### (3) 養子の氏に関する特別の規定

これまでどおり、完全養子の氏については第8章「養親子関係」中の完全養子縁組の効果を定める箇所、単純養子縁組の氏については単純養子縁組の効果を定める箇所それぞれ定められている。養子の氏の決定に関する基本的な枠組みは変更されていないが、311-21条で定められた原則に合わせる形での規定内容の手直しがなされた。

#### A. 完全養子縁組における養子の氏

完全養子縁組が子にその生来の氏に代えて養親の氏を付与する(357条1項)ことに変更はないが、夫婦双方による完全養子縁組の場合、「夫の氏を付与する」としていた1項の後半部分が削除され、「子に付与される氏は、第311-21条で示した規定を適用して定める」とする2項が挿入された。次に、既婚女性が単独で養子縁組をする場合に、裁判所はその夫の同意を得て夫の氏を養子に付与することができるとしていた規定(旧357条3項)は、前述の334-2条同様、男女に対して中立的な内容に改められた。すなわち、養親が既婚の女性または既婚の男性である場合、裁判所は、その配偶者の同意を得たうえでその配偶者の氏を、あるいは夫婦の氏をそれぞれ一つずつ任意の順序で連結した二重氏を与えることを決定することができる(同条4項)。

さらに2002年法は、外国において適式になされ、フランスにおいて完全養子縁組の効力を有する養子縁組の子にも第311-21条の規定が適用されるとして、その手続きを定める条文をあらたに設けた(357-1条)。

#### B. 単純養子縁組における養子の氏

単純養子縁組では、養子の氏に養親の氏が付加される(363条1項1文)。2002年法が二重氏を一般化するまでは、二重氏が正式に認められていた数少ない例外<sup>(49)</sup>であった。2002年法は、この規定は維持しつつ、夫婦双方による縁組の場合には、養親の請求により、夫婦のそれぞれにつき一つの氏を限度として、夫または妻の氏が養子の氏に付加され、夫婦間に合意がない場合には夫の氏が付加されるという規定を追加した(363条1項2文)。養子の氏が長くなるのを防ぐため、夫と妻の氏からなる二重氏を付加することはできない。もっとも、一人の養親による単純養子縁組については、付加の対象となる養子の生来

(49) 1972年法による親子関係法の全面的な改正以前は、特別法である1952年7月25日の法律により非嫡出子についても母の氏に父の氏を付加する二重氏が認められていた。

の氏および養親の氏について数の制限がないため、単純養子縁組を繰り返すことで理論上は三重氏、四重氏…と養子の氏が無限に長くなりうる（この立法上の不備は後の2003年法により是正された<sup>(50)</sup>）。

また、単なる付加に代えて、裁判所は養親の請求により養子が養親の氏のみを称することを決定することができる（同条2項）。夫婦双方による縁組の場合に養子がその生来の氏の代わりに称することになる氏は、311-21条の原則にあわせて、①夫の氏、②妻の氏、③夫婦の氏をそれぞれ一つずつ任意の順序で連結した二重氏、のいずれかとされた（363条2項）。

これらの規定は、外国において言い渡され、フランスにおいて単純養子縁組の効力を有する養子縁組の子にも適用される（363-1条）。

#### (4) 経過規定

2002年法の施行日は、身分事務を管掌する市町村等に準備期間を与えるため、大統領の審署から18月後の第1日、すなわち2003年9月1日に定められた（2002年法25条）。原則として、2002年法の規定はその施行前に生まれた者には適用されないが、13歳未満の子に限り、その親権行使の名義人は、施行の日から18月のうちに（=2005年2月28日までに）、身分吏に対する共同の申述により、その子の生来の氏（多くは父の氏）の後ろに伝えられなかった親の氏（多くは母の氏）を付加することを請求することができる（2002年法23条1項）。ただし、兄弟姉妹同一氏の確保のため、その子に13歳以上の兄姉がいないことが条件である。同じ理由で、ある子につき付加がなされると、その子の弟妹についても同時に付加がなされる（同条1項2文）。また、この付加の選択は一度しか行うことができない（同条2項）。国民議会が第一読会で採択した案で（2）Cは、施行前に生まれたすべての者にこの付加が無期限で認められていたが、民事身分の安定性と氏の不変性の要請を過大に損なうこと等を理由に<sup>(51)</sup> 元老院が上記のような制限を付した結果、2002年法の適用範囲は大幅に縮小することになった<sup>(52)</sup>。

(50) 後述4

(51) Rapport de M. Henri de RICHEMONT, préc. (note 1), p. 78

(52) 1985年法43条は廃止されなかったため、2002年法の適用以前に生まれた者が「使用の氏」として二重氏を称することはできる。

## (5) その他

2002年法は、子の氏の決定方法について以上のような明文の規定を置くとともに、決定された子の氏は出生証書に記載されるものとした(57条)。子の氏に関して両親が共同の申述を行った場合には、その申述についてもあわせて記載がなされる。

また、「氏」を表す用語として民法典中に散在していた«patronyme»は、もはや適切な用語ではないため«nom de famille»に置き換えられ(57条2項, 3項および4項, 61-3条, 332-1条, 363条ならびに365条), 単なる«nom»は«nom de famille»に改められた(333-4条)。

さらに、2002年法による改正は、「祖国のために死亡した市民の氏を永続させるための1923年7月2日の法律」<sup>(53)</sup>にまで及んでいる。同法1条は、「ある家族の単属の世代における男性の最後の代表者(*le dernier représentant mâle*)」が、子孫を遺すことなく敵に殺された場合には、その氏を付加することでこれを再興する権利は、相続権のある最近親者に属し、その者が権利を行使しないときは、6親等内の他の相続権者に属し、これを自己のために、または既に生まれもしくは将来生まれる子のために行使する」と定め、殉国者の氏を子孫が再興(*relèvement*)することを特別に許している。2002年法は、同条および4条の「男性の(*mâle*)」という形容詞を削除した。祖国のために死ぬのは男性に限らないし、女性にもその氏を継承させる途が開かれた以上、氏の再興を男性に限定するのは適当でないからである。男女平等の理念に沿って氏のあり方を改める2002年法を象徴する改正であろう。

## 4 2003年法による再改正

## (1) 概要

フランスの氏制度を大きく変えた2002年法には、選挙を控えた会期末直前に駆け足で採択されたこともあり、様々な立法上の不備、解釈上の疑義が認められた。そこで、2002年法の基本的な枠組みは変更せず、その不十分な点を補う

(53) La loi du 2 juill. 1923 perpétuant le nom des citoyens morts pour la Patrie, *D. P.*, 1924, 4, p. 6 この法律の詳細は、木村・前掲書(註5)115-116頁参照。

ことを目的として制定されたのが、「氏の付与に関する2003年6月18日の法律第516号」である。もっとも、提案者は2002年法の審議において元老院法律委員会報告者として様々な修正を行ったリシュモン議員であり、2002年6月の総選挙で議会多数派が保守へと移ったことで、2002年法の性格を部分的に変更する面もある。また、2003年法は、2002年法が定めた2003年9月からの施行は実務的に不可能であるとして、その施行を2005年1月に延期した。その結果、2002年法により改正された条文のうち、2003年法により再改正ないし削除されたものは、一度も施行されないまま姿を消すことになった（311-22条、334-5条など）。

## (2) 再改正の主な内容

### A. 法文の若干の手直し

2002年法の改正前の規定では、自然子の氏は偏に親子関係立証の先後によって決定された。(341条)。一方、2002年法が新設した311-21条によると、「出生の申述」までに父子関係および母子関係の両方が立証された場合は、その先後にかかわらず自然子の氏は両親が選択し、選択がないときには父の氏が付与されることになる。その結果、「出生の申述」までにまず母子関係が立証され次に父子関係が立証された場合、改正前なら母の氏が付与されるどころ、改正後において父母の選択がないときは父の氏が付与されることになり、父の氏の優位がかえって強化されてしまった。そこで、自然子の氏について父母の選択がないときは親子関係立証の先後に立ち戻るべきだとして、311-21条1項2文を「子の氏の選択を記載する身分吏に対する共同の申述がない場合には、子は、その両親のうち、その者に対してその親子関係が最初に立証された者の氏を、その親子関係が双方に対して同時に立証されたときは父の氏を称する」と改めた<sup>(54)</sup>。

また、2002年法による334-2条の法文では、出生の申述までに父子関係・母子関係が順次立証された場合（つまり311-21条の適用がある場合）にまで334-2条が適用されるように読めるため、2003年法は、334-2条の法文を「自然子の氏が第311-21条に定める条件において伝えられなかったときは…」という表

(54) 本条項の国民議会第一読会での審議の際に、共同の申述がない場合の子の氏を父の氏、母の氏の順で連結された二重氏とする修正案が社会党より、アルファベット順で連結された二重氏とする修正案が共産党より提出されたが、いずれも否決された。Séance du 7 mai 2003, *J. O., Débats A. N.*, p. 3536-3537

現に改めて両条の適用関係を明確にした。あわせて、334-2条の定める氏の取替えの申述を行うのを「大審裁判所主席書記の面前」から「身分吏の面前」に変更し、氏の選択に関する申述の管轄を一本化した。

出生証書の記載事項を列挙する57条の法文上、氏の後に名が配置されていた箇所を、それでは「*prénom*」ではなく「*postnom*」であるとして<sup>(55)</sup>、順序を逆にした（後掲条文訳参照）。

### B. 氏の安定性の重視

2003年法は、氏の安定性を重視する立場からいくつかの条文を改めた。

まず、一方の親の氏を付与された子が後に他方の親の氏を付加することを認めていた311-22条の内容が全面的に書き換えられ、2002年法が定めた内容は実質的に削除された。そもそもこの規定は、2002年法の元老院審議において当時の政府がリシュモン議員の反対を押し切って挿入した条文であり<sup>(56)</sup>、同議員は、この規定は氏の不可処分性（*indisponibilité*）という伝統的な原則を侵害し、2002年法の適用前に生まれた者と適用後に生まれた者とで正当化できないほど異なる制度を定めるものであると主張して<sup>(57)</sup>、これを廃止することに成功した。その311-22条には、「フランス国籍を取得した子への311-21条の適用」というまったく別の内容が割り当てられている。

次に、「第311-21条および第334-2条の適用により与えられた選択の権能は、一度しか行使することができない」と定める311-23条を新設した。この規定の主な目的は、311-21条または334-2条の規定に従いその自然子の氏を選択したことのある両親が、その子の準正の際に再び氏を選択するのを禁止することにある。準正子の氏に関する331条2項、332-1条2項および333-5条の改正も同じ理由による。

### C. 規定の欠缺・不備の補完

前述のとおり<sup>(58)</sup>、2002年法による363条1項のもとでは、一人の養親による単純養子縁組において養子の氏の数が際限なく長くなる可能性があった。2003年法は、363条1項2文を3項、2項を4項に移動したうえで2項をあらたに

(55) Séance du 7 mai 2003, *J. O.*, Débats A. N., p. 3535

(56) リシュモン議員も伝えられなかった親の氏の付加を認めることには賛成していたが、それは従来からの氏の変更手続（民法典61条）でなされるべきとしていた。Séance du 20 fév. 2002, *J. O.*, Débats Sénat, p. 1620 et s.

(57) Rapport de Henri de RICHEMONT, Doc. Sénat, n° 231 (2002-2003), p. 24

(58) 3 (3) B

書き起こし、養子または養親の一方または双方が二重氏を称しているときは、それぞれ一つの氏を選ばせて付加することで三重氏以上の氏が生じないようにした。氏を選ぶのは養親であり、養子が13歳を超える場合にはその同意が必要である。養親と養子の間に氏の選択についての合意がない場合または選択がない場合には、養親の最初の氏が養子の最初の氏に付加される。夫婦による単純養子縁組に関する変更はない。

また、その両親の一方がフランス人である子が外国で出生し、事実上または法制度上の理由によりその出生時に311-21条1項所定の選択ができなかった場合の扱いを明確にするため、同条2項を挿入した。

2002年法が男女に対し中立的な規定になるように改正した334-5条を2003年法は削除した。法律上の父をもたない自然子に嫡出子同様の外観を与えることを目的としたこの規定は、再構成家族 (familles recomposées)<sup>(59)</sup>が増加した今日ではもはや時代遅れのものとなり、実際の利用も少なく<sup>(60)</sup>、むしろ単純養子縁組をするほうが好ましいからである<sup>(61)</sup>。

## 5 むすびに

2002年法は、第5共和制下で民法典の家族法領域が次々に書き換えられるなか今日まで手つかずのまま残されていた「父の優位の最後の残滓」<sup>(62)</sup>をついに民法典から取り除いた。社会党政権が打ち出したバクス法やバリテ法といった論争的な立法に比べると地味ではあるが、数世紀にわたり維持されてきた氏のあり方を大きく変える重要な立法である<sup>(63)</sup>。今回の改正は、近年より強まってきたフランス家族法の潮流に棹差すものであり、①男女(父母)の平等化、②嫡出子と自然子の同一化、③個人の意思の尊重、という三つの傾向を示している。

(59) 少なくともどちらかの配偶者(またはパートナー)がかつての婚姻(または婚外共同生活)における子をもっており、内部に少なくとも1組の継親子関係を含む家族。英語では「step family」と呼ばれる。

(60) 2000年の334-5条に基づく氏の付与に関する事件の数はわずか27件であった。*Annuaire statistique de la justice* éd. 2002, p. 79

(61) Rapport de Sébastien HUYGHE, Doc. A. N., n° 824 (12<sup>e</sup> législature), p. 20 だが、同じ機能をもつ357条4項は残されており、この論理は徹底していない。

(62) Ph. MALAURIE, préc. (note 15), n° 132

① 男女(父母)の平等化——言うまでもなく、今回の改正の最大の眼目である。これに対しては、子の氏の決定における父の優位を擁護する立場からの、父から子への氏の付与によって母子関係に比べて必ずしも確実ではない父子関係が公示されるのであり、そこでの平等化は父母間にあらたな不均衡をもたらすという根強い反対論が存在する<sup>(64)</sup>。確かに、2002年法はもっぱら母のための改正であるが、他方、同日付の親権法改正は離別後の父子関係の希薄化を防ぐため様々な方策を定めており<sup>(65)</sup>、いまや平等化は母のためだけのものではない。父母は等しく子との関係を保つべきという理念(«coparentalité»と呼ばれる)が、あるいは母のための、あるいは父のための平等をもたらすのである。

② 嫡出子と自然子の同一化——1972年の親子関係法の全面改正以来、嫡出子と自然子との差異は小さくなっていったが<sup>(66)</sup>、2002年法はさらにすすんで、嫡出子か自然子という区分によるのではなく、親子関係立証の時期・順序に応じて子の氏の決定方法を定め、また、嫡出子、自然子のいずれにも同じ規定が適用されるということ条配置によって可視化している。これは同日付の親権法改正と共通しており、もはや親子関係の立証方法の違いを除くと、ある子が嫡出子か自然子かということはほとんど意味をもたなくなった。

③ 個人の意思の尊重——2002年法は一律に二重氏を付与するという画一的な方法をとらず、両親の選択に委ねた。個人の意思にかかわらず法律上当然に付与されるものであった氏は、まったく自由にではないにせよ個人がその意思により付与するものとなったのである。氏における意思主義(volontarisme)はすでに1972年法が新設した334-5条などに現れていたが<sup>(67)</sup>、2002年法

(63) ルブランシュ(Marylise LEBRANCHU)司法大臣は2002年法を「緩やかな小革命(petite révolution douce)」と呼んだ。Séance du 21 fév. 2002, *J. O., Débats A. N.*, p. 1693

(64) 1998年にギグー(Élisabeth GIGOU)司法大臣に提出された家族法改正に関するドゥクウェル＝デフォセ報告書はこのような理由で父の氏の継承を支持していた。Françoise DEKEUWER-DÉFOSSEZ, *Renover le droit de la famille : Propositions pour un droit adapté aux réalités et aux aspirations de notre temps*, Paris, La documentation française, 1999, p. 65 et s.

(65) 中村＝色川・前掲註29

(66) 2002年法成立の前年には、自然子のうち姦生子(enfant adulérin)の相続分差別を撤廃する2001年12月3日の法律第1135号が制定されている。

(67) 滝沢・前掲註5, 20-21頁

はこれを飛躍的に増大させた。選択の結果、家族のそれぞれが異なる氏を称することも可能になり、「家族の」氏 (nom «de famille») という用語とは裏腹に、個人の呼称としての性格が前面に出ることになった<sup>(68)</sup>。

今回の改正によって人々の長年の行動が直ちに変わるものでないことは、グーズ議員自身も認めている<sup>(69)</sup>。先に子の氏を選択を認めたドイツ、ポルトガルでは、大部分が従前の慣習に従い父の氏を選んでいるという<sup>(70)</sup>。2002年法および2003年法のもとでフランス人がどのような選択を積み重ねてゆくのが注目される。

---

(68) Jacque MASSIP, préc. (note 31), p. 816 ; Judith ROCHFELD, *RTD civ.* 2002, p. 382

(69) Séance du 8 fév. 2002, *J. O.*, Débats A. N., p. 1693

(70) Carine BRIÈRE, préc., (note 22), p. 8

## 〔条文訳〕

## 1 2002年法により改正された民法典の条文の試訳

## 註

- 単なる用語の置換え、参照条文の変更等にすぎないものは除いた。
- 2002年法により改正された民法典の条文に引かれた下線は、2003年法により再改正された箇所を示している。
- 条文の見出しは訳者が適宜付したものである。
- 訳出にあたっては、稲本洋之助ほか訳、法務省司法法制調査部編『フランス民法典（家族・相続関係）』（法曹会、1978年）を主に参考にした。

第2章 身分証書  
 第2節 出生証書  
 第1款 出生の申述

## 第57条（記載事項等）

①出生証書には、出生の日、時刻および地、子の性別、氏 (*nom de famille*)、氏の選択が行われた場合には選択に関する両親の共同の申述の記載および子に与えられる名ならびに父母の氏名、年齢、職業および住所、ならびに、必要がある場合には、申述人のそれらを挙示する。自然子の父母またはその一方が身分吏に対して示されない場合には、登録簿には、その点についてのいかなる記載も行わない。

②③④〔用語の置換え以外の変更はない〕

第7章 親子関係  
 第1節 嫡出親子関係および自然親子関係に共通する規定  
 第5款 氏の付与 (*dévolution*) の規定

## 第311-21条（子の氏、一般原則）

①子の親子関係が遅くともその出生の申述の日までに、またはその後であるが同時に、その両親に対して立証されたときは、両親は、その子に付与される氏を、父の氏、母の氏、両親のそれぞれにつき一つの氏を限度として両親が選択した順序で連結されたその二つの氏のなかから選択する。子の氏を選択を記載する身分吏に対する共同の申述がない場合には、子は父の氏を称する。

②第一子に付与される氏は、他の共通の子についても効力を有する。

③両親または両親のうち一方が二重氏 (*double nom de famille*) を称しているときは、その者は、書面による共同の申述により、その子に対し一つの氏のみを伝えること

ができる。

### 第311-22条 (氏の変更)

①第311-21条の適用によって両親の一方の氏を伝えられたすべての者は、その氏の後ろに他方の親の氏を、その氏が複数の場合には一つの氏を限度として、付加することができる。

②当該人 (intéressé) 自身が複数の氏を称しているときは、その者は民事身分に記載されている氏の最初のものしか保持することができない。

③この権能は、その成年からその第一子の出生の申述までに、出生地の身分吏に対して提出される当該人の書面による申述により行使しなければならない。新しい氏は、その出生証書の余白に記載される。

## 第2節 嫡出親子関係

### 第3款 準正

### 第331条 (婚姻による準正)

①婚姻外で出生したすべての子は、死亡していたとしても、その父母の後の婚姻によって法律上当然に準正される。

②それらの子は、その親子関係が既に立証されているのではない場合には、婚姻の挙式の時に、認知の対象となる。この場合には、挙式を執り行う身分吏は、別個の証書において認知および準正を認定する。子の氏は、第311-21条で示した規定を適用して定める。

### 第331-2条 (準正の余白記載)

①準正はすべて、準正される子の出生証書の余白に記載される。

②この記載は、すべての利害関係人が要求することができる。第331条の場合には、身分吏は、子の存在を知っていた場合には、自らその記載に当たる。

③成年の子の出生証書への準正の記載は、更に証書がその氏の変更への当該人の同意の記載を備えていない限り、その氏について効力を有しない。

### 第333-5条 (裁判所による準正：両親に対する準正の場合)

裁判所による準正が両親に対して言い渡された場合には、子の氏は、第311-21条で示した規定を適用して定める。子が未成年である場合には、離婚に関してと同様に、親権行使の態様について裁判所が裁判する。

### 第333-6条 (婚姻による準正の規定の準用)

第331-2条ならびに第332-1条の最初の2項の規定は、裁判所による準正に適用する。

## 第3節 自然親子関係

### 第1款 自然親子関係の効果およびその一般的な立証方法

### 第334-1条 (自然子の氏：両親に対して親子関係が同時に立証されなかった場合)

自然子は、その両親のうち、その者に対してその親子関係が最初に立証された者の氏を

取得する。〔第2文削除〕

### 第334-2条 (自然子の氏の変更)

①その親子関係がその出生の後に両親に対して順次 (successivement) 立証された自然子は、その未成年中にその両親が大審裁判所主席書記の面前でそれについて共同の申述を行う場合には、取替え (substitution) によって、その両親のうち、その者に対してその親子関係が2番目に立証された者の氏を称する。その者はまた、同じ方法によって、両親のそれぞれにつき一つの氏を限度として、両親が選択した順序で連結された氏を称することもできる。氏の変更の記載は、出生証書の余白になされる。

②子が13歳を超える場合には、本人の同意が必要である。

### 第334-5条 (親子関係がない者の氏の付与)

①父の妻または母の夫は、立証された母子関係または父子関係がない場合にも、場合ごとに、第334-2条に定める条件の下に夫婦の他方 (autre epoux) と共同して行う申述により、取替えによって、その固有の氏を付与することができる。また、同じ条件で、夫婦のそれぞれにつき一つの氏を限度として、夫婦が選択した順序で連結された氏を子に与えることもできる。

②ただし、子は、その成年に続く2年以内に、家族事件裁判官に提出する請求によって、以前に称した氏を再び称することができる。

## 第8章 養親子関係

### 第1節 完全養子縁組

#### 第3款 完全養子縁組の効果

### 第357条 (完全養子の氏)

①養子縁組は、子に養親の氏を付与する。

②夫婦双方による養子縁組の場合には、子に付与される氏は、第311-21条で示した規定を適用して定める。

③裁判所は、一人または二人の養親の請求に基づいて、子の名を変更することができる。

④養親が既婚の女性または既婚の男性である場合には、裁判所は、養子縁組判決において、養親の請求により、その配偶者の同意を条件として、その配偶者の氏が子に付与されることを決定することができる。裁判所はまた、養親の請求により、その配偶者の同意を条件として、夫婦のそれぞれにつき一つの氏を限度として、夫婦が選択した順序で連結された氏を子に与えることもできる。

⑤養親の妻もしくは夫が死亡している場合、またはその意思を表明することができない場合には、裁判所は、故人の相続人またはそのもっとも近い相続権者に諮問した後に専断的に判断する。

### 第357-1条 (完全養子の氏：外国における養子縁組の場合)

①第311-21条の規定は、外国において適式に言い渡され、フランスにおいて完全養子縁組の効力を有する養子縁組の対象となる子に適用する。

②養親は、養子縁組判決の騰記請求の時に、この騰記が行われるべき地の共和国検事に対する申述により、本条によって与えられる選択権を行使する。

③養親は、外国における養子縁組判決の執行命令を求めるときは、その請求に選択権の申述を添付する。この申述は、判決に記載される。

④選択された氏の記載は、共和国検事の率先により (à la diligence de)、子の出生証書になされる。

## 第2節 単純養子縁組

### 第2款 単純養子縁組の効果

#### 第363条 (単純養子の氏)

①単純養子縁組は、養子にその氏に追加して養親の氏を付与する。夫婦双方による養子縁組の場合には、養子の氏に連結される氏は、養親の請求により、夫婦のそれぞれにつき一つの氏を限度として、あるいは夫の氏、あるいは妻の氏であり、夫婦間に合意がない場合には、夫の氏である。

②ただし、裁判所は、養親の請求により、養子が養親の氏のみを称することを決定することができる。夫婦双方による養子縁組の場合には、養子の氏に代わりうる氏は、養親の選択により、あるいは父の氏、あるいは母の氏、あるいは夫婦のそれぞれにつき一つの氏を限度として夫婦が選択した順序で連結された氏である。この請求は、同様に、養子縁組の後にもすることができる。養子が13歳を超える場合には、この氏の取替えに対する本人の同意が必要である。

#### 第363-1条 (単純養子の氏：外国における養子縁組の場合)

①養子の出生証書がフランスの機関 (autorité française) によって保存されているときは、第363条の規定は、外国において適式に言い渡され、フランスにおいて単純養子縁組の効力を有する養子縁組の対象となる子に適用する。

②養親は、出生証書の改訂 (mise à jour) 請求の際に、出生証書が保存されている地の共和国検事に対する申述により、本条によって与えられる選択権を行使する。

④選択された氏の記載は、共和国検事の率先により、子の出生証書になされる。

## 2 2003年法により再改正された民法典の条文の試訳

### 第57条 (記載事項等)

①出生証書には、出生の日、時刻および地、子の性別、子に与えられる名、氏 (nom de famille)、氏の選択が行われた場合には選択に関する両親の共同の申述の記載ならびに父母の氏名、年齢、職業および住所、ならびに、必要がある場合には、申述人のそれらを挙示する。自然子の父母またはその一方が身分吏に対して示されない場合には、登録簿には、その点についてのいかなる記載も行わない。

②③④ [略・規定内容の変更はない]

**第311-21条(子の氏, 一般原則)**

①子の親子関係が遅くともその出生の申述の日までに、またはその後であるが同時に、その両親に対して立証されたときは、両親は、その子に付与される氏を、父の氏、母の氏、両親のそれぞれにつき一つの氏を限度として両親が選択した順序で連結されたその二つの氏のなかから選択する。子の氏を選択を記載する身分吏に対する共同の申述がない場合には、子は、その両親のうち、その者に対してその親子関係が最初に立証された者の氏を、その親子関係が双方に対して同時に立証されたときは父の氏を称する。

②少なくともその両親の一方がフランス人である子が外国において出生した場合には、前項の条件において氏を選択の権能を行使しなかった両親は、遅くとも出生から3年以内に、証書の謄記請求の時にそのような請求を行うことができる。

③④〔略・段落(alinéa)が一つ繰り下がったのみで規定内容の変更はない〕

**第311-22条(フランス国籍を取得した子への適用)**

第311-21条の規定は、コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める条件において、第22-1条の規定の適用によりフランス人となる子に適用される。

**第311-23条(氏を選択の回数制限)**

第311-21条および第334-2条の適用により与えられた選択の権能は、一度しか行使することができない。

**第331条(婚姻による準正)**

①婚姻外で出生したすべての子は、死亡していたとしても、その父母の後の婚姻によって法律上当然に準正される。

②それらの子は、その親子関係が既に立証されているのではない場合には、婚姻の挙式の時に、認知の対象となる。この場合には、挙式を執り行う身分吏は、別個の証書において認知および準正を認定する。〔3文削除〕

**第332-1条**

①準正は、準正される子に嫡出子の権利および義務を付与する。

②親子関係が第334-1条の条件において立証され、両親が第334-2条で与えられる権能を行使しなかったときは、両親は、婚姻の挙式時になされる、または裁判官が確認する共同の申述によって、第311-21条で与えられる選択権を享受する。ただし、準正は、成年の子の同意がない限り、その子の氏を変更する効果を有しない。

③準正は、婚姻の日付で効果を生じる。

**第333-5条(両親に対する準正の場合)**

裁判所による準正が両親に対して言い渡された場合には、子の氏は、第311-21条および第311-23条で示した規定を適用して定める。子が未成年である場合には、離婚に関してと同様に、親権行使の態様について裁判所が裁判する。

**第334-2条【自然子の氏の変更】**

①自然子の氏が第311-21条に定める条件において伝えられなかったときは、その両親

は、身分吏の面前での共同の申述により、その子の未成年中に、あるいはその子の氏をその者に対して親子関係が2番目に立証された親の氏に取り替えることを、あるいは両親のそれぞれにつき一つの氏を限度として、両親が選択した順序でその二つの氏を連結することを選ぶことができる。氏の変更の記載は、出生証書の余白になされる。

②子が13歳を超える場合には、本人の同意が必要である。

#### 第334-3条（自然子の氏の変更の請求）

①第334-2条に定める申述がなされなかったときは、自然子の氏の変更は、家族事件裁判官に請求しなければならない。

②〔略・規定内容の変更はない〕

#### 第334-5条（親子関係がない者の氏の付与）〔削除〕

#### 第363条（単純養子の氏）

①単純養子縁組は、養子にその氏に追加して養親の氏を付与する。

②養親および養子またはその一方が二重氏を称しているときは、養子に付与される氏は、それぞれにつき一つの氏を限度として養親の氏を養子の固有の氏に付加することから生じる。選択するのは養親であり、養親は13歳を超える養子の同意を得なければならない。不一致がある場合または選択がない場合には、養子に付与される氏は、養親の最初の氏を養親の最初の氏に付加することから生じる。

③夫婦双方による養子縁組の場合には、養子の氏に付加される氏は、養親の請求により、夫婦のそれぞれにつき一つの氏を限度として、あるいは夫の氏、あるいは妻の氏であり、夫婦間に合意がない場合には、夫の最初の氏である。

④〔略・段落（alinéa）が二つ繰り下がったのみで規定内容の変更はない〕

#### 付記

本稿は、2004年度早稲田大学特定課題研究助成費（特別助成 b）（2004B-103）による成果の一部である。

（色川豪一）